

こまごまは
起きるに
近まらざ
身さまら
トラブル

消費生活センターへ 相談ください

◎問い合わせ

都城市消費生活センター
☎23-7154



市消費生活センター

消費者トラブルを解決するには、できるだけ早く消費生活センターに相談することが大切です。市消費生活センターでは昨年度、613件の相談を受け付けました。困ったときは、気軽に相談ください。

こんなトラブルに注意！

「火災保険を使って自己負担なく自宅の修理ができる」などと勧誘されて、トラブルになった相談が多く寄せられています。

【相談事例】

訪問した業者に「台風で屋根瓦が浮いている」と言われ、屋根を見てもらったところ修理を勧められた。さらに「火災保険が下りれば実費負担なく工事ができる。保険の申請は無料で代行する」と言われたため、申込書にサインした。その後、不安に感じ契約取り消しを申し出たが、申し込み時に説明のなかった「違約金」を請求されるトラブルに巻き込まれてしまった。

「トラブルに巻き込まれないために」

本事例は、自然災害による住宅の損害が、火災保険の保障対象になる場合があることを知らない市民が多い点に着目した勧誘トラブルです。最終的に住宅修理工事契約などを結んでしまうと、思わぬ費用が発生する場合があります。

自然災害で住宅が損害を受けたときは、損害保険会社や代理店に直接連絡し、保険金支払いの対象となるのかや申請方法などを確認しましょう。また、工事を依頼する際は、複数の業者から見積りを取りましょう。



消費生活相談

【電話・面接相談】

◎日時 毎週月～金曜日
(祝日除く)
9時～16時

◎相談専用電話
都城市消費生活センター
☎23-7154
三股町福祉・消費生活センター ☎52-0999

生きることを支える

「ゲートキーパー」

毎年9月10日からの1週間は自殺予防週間です。この機会に命の大切さや、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」について考えてみませんか。

◎問い合わせ 福祉課 ☎23-2980



こころの相談窓口

本市の自殺者の現状

本市の昨年の自殺者数は29人で、人口10万人当たりの自殺死亡率は17・6です。この値は、平成15年をピークに減少していますが、全国の自殺死亡率16・6に比べて高い状況です。

ゲートキーパーの役割

ゲートキーパーは、悩んでいる人に「命を断つ」選択をさせないため、いわば「命の門番」として、その人の様子や体調の変化に気付き、悩みを聞くなど次の4つの行動により、適切な方向へ導きます。

①気付き

「最近元気がない」「いつも様子が変わる」など変化に気付いて声を掛けます。

②傾聴

相手の気持ちを尊重し、話に耳を傾けます。

③相談機関へのつなぎ

必要な場合は、専門機関を紹介したり、相談をするように勧めたりします。

④見守り

専門機関につないだ後も温かく見守り、回復を支えます。

あなたもゲートキーパーになれます

心掛け次第で、誰もがゲートキーパーの役割を担うことができます。話を聞いてつなぐ「架け橋」のような役目なので、専門的知識や特殊な技術は必要ありません。

市では、市民を対象にゲートキーパー養成講座を実施します。

◎日時 9月17日(金)10時～12時

◎場所 市役所南別館3階

◎定員 15人 ※申し込み順

◎費用 無料

◎申込 福祉課 ☎23-2980